第52回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 令和4年 | 月26日

国は1月25日、まん延防止等重点措置の適用地域に茨城県など18道府県を追加し、期間は1月27日から2月20日までとすることを決定しました。

これを受けて茨城県は、県内全域が措置の対象になるとして、飲食店への営業時間 短縮等の要請や、学校の対策強化等を決定しました。

本市においては、学校や保育施設での感染拡大や、直近一週間の感染者数が61人に上るなど、依然拡大が続いている状況です。

本市では、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことを受け、以下とおり対応することとします。

本市の対応について

- (1) 公共施設等について
 - ●運動施設等(運動施設等を伴う施設においては当該部分)は、第5 I 回決 定事項を継続することとする。
 - ●上記以外の施設については、当該施設の性質等を踏まえ、利用制限等について所管部署内で十分検討し、対応することとする。
- (2) 第50回決定事項の内容変更について
 - ●第50回決定事項(I)、(2)の内、「茨城版コロナNex†がステージ 3に該当」については削除し、今後の判断基準からも除くこととする。
 - ※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。